

## 社会福祉法人マリンピア 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マリンピア（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づく役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）並びに社会福祉法人マリンピア苦情対応規程に基づく第三者委員（以下「苦情対応第三者委員」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等および苦情対応第三者委員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。なお、同日に合わせて法人及び施設の業務を行った場合であっても、次条から第5条に規定する報酬等は支給しないものとする。

- (1) 常勤役員等（当法人及び施設の運営のため週平均2日以上又は月4日以上業務に当たる役員）については、報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 苦情対応第三者委員については、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 常勤役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人マリンピア旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人マリンピア旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

### (苦情対応第三者委員の報酬等の算定方法)

第5条 苦情対応第三者委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 苦情対応第三者委員が職務のため出張したときは、社会福祉法人マリンピア旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

(当法人職員給与)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、社会福祉法人マリンピア給与規程第8条の規定に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、当該金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までに報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月23日から施行する。

(役員等報酬規程の廃止)

2 役員等報酬規程（平成23年10月1日施行）は廃止する。

別表第1 常勤役員等の報酬（第3条関係）

| 役職名 | 報酬の額        |
|-----|-------------|
| 理事長 | 月額 330,000円 |

別表第2 非常勤役員等の報酬（第4条、第5条関係）

(1) 評議員

| 区 分                 | 日 額     | 実費弁償額  |
|---------------------|---------|--------|
| 評議員会への出席            | 10,000円 | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 | 5,000円 |

(2) 理事

| 区 分                 | 日 額    | 実費弁償額  |
|---------------------|--------|--------|
| 理事会への出席             | 6,000円 | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 6,000円 | 5,000円 |

(2) 監事

| 区 分                 | 日 額     | 実費弁償額  |
|---------------------|---------|--------|
| 監事監査等への出席           | 10,000円 | 5,000円 |
| 理事会への出席             | 6,000円  | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 6,000円  | 5,000円 |

(3) 苦情対応第三者委員

| 区 分                 | 日 額    | 実費弁償額  |
|---------------------|--------|--------|
| 苦情対応業務への出席          | 6,000円 | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 6,000円 | 5,000円 |